

(大正10年4月1日創刊 第3種郵便物認可 昭和17年4月15日発行(毎月1回15日発行))

# 滿洲建築雜誌

第二十二卷 第四號



4

横井謙介君を悼む  
寒地住宅棧房煙突の平面的位置と  
その煙害現象に就いて  
住宅の家賃(2)

社団法人 滿洲建築協會



高礬土質耐火煉瓦 SK#3G 以上

沙托外質耐火煉瓦 #S.K 30-35

耐酸煉瓦各種  
鋪道煉瓦各種  
專賣特許 鐵筋煉瓦各種  
空洞煉瓦各種  
機械製煉瓦各種

# 營口窯業株式會社

大連工場・大連市春楸區三春楸一番地  
電話(4)1097・(4)2202 (4)2836

新京工場・新京特別市長春區東安屯  
電話(3)4708

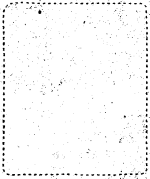
郵便はがき

大連市紀伊町八五

社  
團  
法  
人

滿洲建築協會

御中



委任狀

私儀

限ノコトヲ委任候也

ヲ部代理人トシ左ノ權

昭和十六年四月廿八日午後五時開催社團法人滿洲建築協會第二十三回定期總會ニ出席シ議決權選舉權行使ノ件

右委任狀仍而如件

昭和十七年四月 日

氏名

印

懇親會（一方御抹消願上候）

出席  
缺席

# 第23回定期總會

1. 期 日 4月28日午後5時  
1. 場 所 大連星ヶ浦ヤマトホテル  
1. 日 程

司會者 (書記長)

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1. 開會ノ辭……………(議長)       | □ 補助金交附ノ件         |
| 2. 昭和16年度事務報告…(主記部主査)  | ハ 支部廢止ノ件          |
| 3. 昭和16年度決算報告…(財務部主査)  | ニ 會員整理ニ關スル件       |
| 4. 會計検査報告……………(監事)     | ホ 評議員ニ關スル件        |
| 5. 新年度豫算案審議…………(財務部主査) | 7. 役員ノ改選……………(議長) |
| 6. 議案……………(議長)         | 8. 閉會ノ辭           |

イ 當協會ト科學技術研究部會トノ關係ノ件

1. 懇親會 會費金參圓(當日御持參のこと)

申入月23日迄 委任狀の切手は恐入りますが自辨して下さい。

## 議案及説明

### (1) 當協會と科學技術研究部會との關係の件

過般滿洲國協會に設置された科學技術聯合部會建設研究部會中の建築關係(略して以下滿建と稱す)と今般關東州興亞奉公聯盟文化部に設置されんとしつゝある科學技術聯盟(略して以下關建と稱す)とは何れも科學者、技術者をして大政に翼賛せしめんとする機關であつて、從來の學會、協會等の團體とは表面上に於ては何等の關係がないのである。それで入會も各個人として加入するのであつて、團體として加入出来ないのである。然し滿洲國の滿建も關東州の關建も殆んど本會々員であり、建築に關する調査、研究も之等の部員によつて行はれる事になるから内容は非常な密接な關係があるわけである。

そこで協會を解散して一本で行くか、又は協會をそのままにして二本で行くかの問題が出たのであつたが結局熟議の結果協會をそのまま活かして二本立に行くことになった。

新しく生れた滿建も未だ基礎が出来てゐない爲め、實際問題に觸れて來ると機關雜誌の發行も六箇敷、經費も少く、活動が思ふ様に運ばぬ實情にある。よつて雜誌の發行も會費の徵集も本協會でやる事にして研究、調査の事業だけを滿建で行ふ事にしようと言ふのである。關建も同様になるのではないかと想像される。

### (2) 補助金交附の件

それで、「協會に必要な經費を除いて出来るだけ滿建(關建も同様想定)の方へ寄附して貰ひたい」といふのである。

因に州内、州外の科學者、技術者はそれぞれ、各行政區域によつて分れることにはなるが、滿洲建築といふ立場から常に連絡提携すべきことは申す迄もない。

### (3) 支部廢止の件

滿建は全滿の建築技術者を網羅するから夫々連絡統制する事になるので從來主要都市に設置してある協會の支部を廢止し、各地に經費の必要があれば滿建の經費から支出するといふのである。

### (4) 會員整理に關する件

協會の正會員を滿洲在住の純建築技術者に制限し、滿洲以外の者及び純建築技術以外の者を賛助會員にして整するとふ案である。

又准會員は學生、生徒に限ることとし、學生、生徒にあらざる從來准會員は全部正會員にする。

### (5) 評議員に關する件

從來評議員の選出は各地方、各箇所を成るべく網羅する方針であつた爲め、その數非常に多く他の會に比してか聊か奇異の感があつたが、今回は協會の本部を中心にして、可成減ずる方針で進みたい。従つて選出の評議員は各地の代表として毎年交替して當られるやうにし、て本部と連絡されたい。

### 評議員割當案

關東州 20名 鞍山 2名 奉天 6名 撫順 2名 新京 6名 哈爾濱 2名  
牡丹江 2名 吉林 2名 安東 2名 齊々哈爾 2名 錦州 1名 阜新 1名 計 48名

評議員は總會に於て選舉することとなつてゐるが、實際問題としては各地から前以て適任者を候補者として御推薦願ひたい。また今後は前任者が後任者を推薦することにしたのである。